

新旧対照表

非課税上場株式等管理に関する約款	
新	旧
(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、スター証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号及び第6号に規定される要件及びお客様と当社との権利義務関係に係る事項を明確にするために定めたものです。 <u>2 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する「非課税上場株式等管理契約」（以下「本契約」といいます。）を締結します。</u> <u>3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券総合サービス口座約款その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。</u> (非課税口座開設届出書等の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、<u>第10項及び第19項に基づき「非課税口座開設届出書」（既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非</u>	(約款の趣旨) 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例（以下「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために、スター証券株式会社（以下「当社」といいます。）に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定される要件及びお客様と当社との権利義務関係を明確にするための<u>取決め</u>です。 <u>2</u> お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、証券総合サービス口座約款その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。 (非課税口座開設届出書等の提出) 第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、<u>第6項及び第24項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」、「非課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」を提出するとともに、租</u>

課税口座開設届出書」及び「非課税口座廃止通知書」若しくは「勘定廃止通知書」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

但し、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出して下さい。

また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。）の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理する事ができません。

2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客様が租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受けて頂きます。

但し、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出して下さい。

また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理する事ができません。

尚、当社では別途税務署より交付を受けた「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社にて保管致します。

2 「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」又は、「非課税適用確認書の交付申請書」について、同一の勘定設定期間に当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 16 項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項<u>第 10 号</u>に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 (1) 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき (2) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 13 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して頂きます。 尚、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項<u>第 9 号</u>に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。	3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 21 項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項<u>第 8 号</u>に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 (1) 1 月 1 日から 9 月 30 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定が設けられていたとき (2) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 <u>第 18 項</u>に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出して頂きます。 尚、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の受け入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項<u>第 7 号</u>に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。
---	--

(非課税管理勘定の設定) 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年までの各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)</u>に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、<u>勘定設定期間内の各年</u>においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税口座開設届出書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。 (非課税管理勘定における処理) 第4条 <u>非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理致します。</u> (非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当	(非課税管理勘定の設定) 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する株式等をいいます。以下同じ。))につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、<u>2014年から2023年までの各年に設けられるものをいいます。以下同じ。)</u>は、<u>第2条第1項の「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載された非課税管理勘定の勘定設定期間</u>においてのみ設けられます。 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「<u>非課税適用確認書</u>」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。 (非課税管理勘定における処理) 第4条 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理致します。 (非課税口座に受け入れる上場株式等の範囲) 第5条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当
--	--

社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で第 1 号、第 2 号に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

(1) 次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 120 万円（第 2 号により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

① 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限ります。）のみを受け入れます。

(1) 次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間（以下、「受入期間」といいます。）に受け入れた上場株式等の取得対価の額（①の場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、②の移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が 120 万円（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

① 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

② 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された<u>未成年口座</u>(租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。))に設けられた<u>未成年者非課税管理勘定</u>(同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。))をいいます。以下、この条において同じ。))から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第 2 号に掲げるものを除きます。) (2) ～ (3) (現行どおり)	② 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号に規定する未成年者口座に設けられた同項第 3 号に規定する非課税管理勘定をいいます。))から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(第 2 号に掲げるものを除きます。) (2) ～ (3) (省略)
第 6 条と第 7 条を入替	
第 8 条 (現行どおり)	第 8 条 (省略)
(非課税管理勘定終了時の取扱い)	(非課税管理勘定終了時の取扱い)
第 9 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了致します(第 2 条第 6 項又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 2 第 3 項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。))。	第 9 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了致します(第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。))。
2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、<u>次の各号に掲げる場合に</u>応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。 <u>尚、「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座) 帰国届出書」提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管します。</u>	2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、<u>次のいずれかにより取扱うものとします。</u>
(1) ～ (3) (現行どおり)	(1) ～ (3) (省略)

第 10 条 (現行どおり)	第 10 条 (省略)
(契約の解除) 第 11 条 証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 (1) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項</u>に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (2) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「(非課税口座) 帰国届出書」の提出をしなかった場合</u> <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日)</u> (3) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 27 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国の日 (4) <u>お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合 (「(非課税口座) 継続適用届出書」を提出した場合を除く)</u> <u>租税特別措置法施行令第 37 条の 14 第 26 項に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</u> (5) <u>お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第</u>	(契約の解除) 第 11 条 証券総合サービス口座約款に定める他、次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。 (1) <u>租税特別措置法第 37 条の 14 第 21 項</u>に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日 (2) <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 1 項に定める「出国届出書」の提出があった場合</u> 出国の日 (3) <u>お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合</u> <u>租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 4 第 2 項に規定する「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日 (出国日)</u> (4) <u>お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈 (贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第</u>

25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 第 12 条～第 13 条（現行どおり） 附則 2013 年 9 月 6 日 制定 2015 年 1 月 1 日 施行 2016 年 1 月 1 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行 <u>2021 年 6 月 1 日 施行</u>	25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日 第 12 条～第 13 条（省略） 附則 2013 年 9 月 6 日 制定 2015 年 1 月 1 日 施行 2016 年 1 月 1 日 施行 2017 年 1 月 1 日 施行 2019 年 3 月 1 日 施行
---	--